

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び 拡散金融対策基本方針

令和6年1月19日理事会一部改正
三重県職員信用組合

国際社会におけるテロの脅威等が強まる中、当組合は金融機関の一員として、金融システム全体の健全性を維持するために、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）対策を最重要経営課題の一つと位置づけ、「犯罪収益移転防止法」並びに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守するとともに、経営陣の主導的な関与及び全役職員の共通認識のもと、以下の基本方針に基づき、リスクベース・アプローチによる対策を適切に実施する管理態勢を構築します。

また、外国為替取引及び内国為替取引の事業非実施並びに ATM 非設置の営業方針を継続します。

1. 対応体制

マネロン・テロ資金供与対策について、当組合の業務を統括する理事長のもと、専務理事をマネロン・テロ資金供与対策担当理事とします。また、マネロン・テロ資金供与対策の進捗状況及び処理・指示を一元的に統括・管理する管理統括部長を事業部長とします。

2. 関係規程等の整備

マネロン・テロ資金供与対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針等）・手続（規程及びマニュアル等）・計画（経営方針等）等を整備します。

3. リスクベース・アプローチ

自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン・テロ資金供与のリスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じます。

4. 外部組織との連携

当組合の金融サービスを不正に利用されることを防ぐため、警察当局その他外部機関との連携に努めます。

5. 知識習得及び意識向上

全役職員向けの研修を計画的に実施するとともに、マネロン・テロ資金供与対策担当者に外部研修を計画的に受講させるなど、マネロン・テロ資金供与対策に関する知識習得及び意識向上を図ります。

6. 内部監査の実施、不断の改善

マネロン・テロ資金供与対策に係る各種対策の遵守状況を定期的に監査します。その結果等を踏まえ、一元的なマネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するためのリスク管理態勢が機能していることを検証し、必要に応じて見直しを行うなどさらなる態勢の改善に努めます。

(附則)

1. この方針は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。
2. この方針は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。
3. この方針は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。
4. この方針は、令和 6 年 1 月 19 日から施行する。